

静岡トライアスロンクラブ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡トライアスロンクラブ(以下「本クラブ」という。)と称する。

(運営)

第2条 本クラブの運営はクラブ員相互の理解と努力により運営するものとする。

第3条 本クラブの事務等はクラブ員自ら行うものとし、事務局の所在地は事務局長宅に置くものとする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 「いい汗をかいて美味しいお酒を飲もう。」をモットーに、トライアスロン等のスポーツを通じて会員自らの健康増進と会員相互の親睦を図るものとする。

(活動)

第5条 本クラブは前条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) トライアスロン大会等各種スポーツ大会への参加
- (2) 慰労会、激励会及び役員会を開催し情報交換
- (3) 練習会の開催
- (4) 機関紙の発行
- (5) その他健康増進及び会員相互の親睦を図るため必要と思われる活動

第3章 組織及び役員

(組織)

第6条 本クラブにトライアスロン部会(以下「TR部」という。)とランニング等部会(以下「R部」という。)を置くものとする。

第7条 TR部員は社団法人日本トライアスロン連合(JTU)に登録するとともに、静岡県トライアスロン協会に加入し、トライアスロンの普及と競技力の向上に寄与するものとする。

(役員)

第8条 本クラブに次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 連絡員 若干名
- (5) 編集員 若干名

(役員を選出)

第9条 会長、副会長及び事務局長は全会員の互選とし、役員は他の役員を兼務することができる。

(役員職務)

第10条 役員職務は以下のとおりとし、その職務を忠実に実行するものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務を運営する。
- (3) 事務局長は、会の事務を総括し、適正な事務運営の推進に当たる。
- (4) 連絡員は、大会遠征、激励会、慰労会及び練習会等の企画及び事務を行う。
- (5) 編集員は、機関紙の発行に関する事務を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(退会)

第12条 クラブ員としてふさわしくない行為、本クラブの運営に支障をきたす恐れのある行為等のあるクラブ員については、退会の手続きを行うものとする。

第5章 経費

(会費)

第13条 本クラブの会費は次のとおりとする。

- (1) TR部 …6,000円(JTU登録及び県協会加入料を含む)
- (2) R部 …3,000円
- (3) TR部及びR部の希望者はスポーツ保険に加入するものとする。

(経費)

第14条 本クラブの経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第6章 その他

第15条 本クラブの慶弔見舞金支給は次のとおりとする。

- (1) クラブ員が結婚する時は5,000円の祝儀と祝電をもってこれにあたる。
- (2) クラブ員の配偶者、両親及び子供が死亡した時は5,000円の香典をもって弔意をあらわす。

第16条 クラブ員は第4条の目的を達成するため自分の安全は自分で確保し、事故、ケガ、故障、及び疾病等の防止に努めるものとする。

第17条 本会則に定めるもののほか、本クラブの運営にあたり必要な事項は、役員会において決定するものとする。

附則

この会則は平成14年4月10日より施行する。